

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意して記入のうえ、役場保健福祉課（2階）またはおんじゅく認定こども園に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入園児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「保育の利用を希望する期間」の欄は、希望する方にチェックを入れ、任意の期間を指定する場合は小学校就学始期に達するまでの間で希望する期間を記入してください。
- 3 こども園の保育の利用は次の表に掲げるような理由で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育を出来ない場合に限られます。
保育の利用を必要とする理由のある方は保育の利用を必要とする理由ありにチェックを入れ、両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が該当する理由を判断して記入してください。なお、具体的な状況等を確認できる書類があればあわせて添付してください。
また、こども園の教育的保育の利用の場合は保育の利用を必要とする理由なしにチェックを入れてください。
- 4 「入園児童の家庭状況」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は○で囲み、勤めている場合は勤務先と電話番号を記入してください。
また、世帯員の中で保育所に入所している者がいる場合には、入所している旨を記入してください。

保育の利用を必要とする理由

保育を必要とする理由のある児童は、両親いずれも（両親と別居している場合にはその児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) (家庭外労働) 児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) (家庭内労働) 児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (3) (母親の出産等) 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
- (4) (病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- (5) (求職活動) 児童の親が児童と離れて求職活動をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (6) (就学) 児童の親が児童と離れて学校に通うのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (7) (親のいない家庭) 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。
- (8) (家庭の災害) 火災や、風水害や、地震などの災害があり、その家庭を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (9) 上記の(1)～(8)に類する状態にあると町長が認めた場合